別表2-1 (令和5年5月7日まで)

別表2-1 (令和5年5月7日まで)			
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・宿泊施設借上げ費の室料	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本費、材 料費、光熱水費、燃料費、修繕 料)、役務費(通信運搬費、手数 料、保険料)、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、補助及び交付 金、往診等に要する経費	
	・消毒経費	消毒に係る経費	
	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、需用費(消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額  【上限額】 ・初度では、 1 (	初度設備を購入するために必要な需 用費(消耗品費)、使用料及び賃借 料、備品購入費、補助及び交付金	

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関 等設備整備事業 (令和5年4月1日から 5月7日までに生じた 費用を対象)	知事が必要と認めた額 【整備対象設備】 ・次世代シークエンサー ・リアルタイムPCR装置(全自動PCR検 査装置を含む) ・等温遺伝子増幅装置 ・全自動化学発光酵素免疫測定装置 ※原則として令和5年度に新たに事業を開始 するものあるいは同年度の事業規模の拡大に 伴う整備に限るものとする	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(6) 感染症対策専門 家派遣等事業 (令和5年4月1日から 5月7日までに生じた 費用を対象)	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手 当、特殊勤務手当、会議費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本費、材 料費、光熱水費、燃料費、修繕 料)、役務費(通信運搬費、手数 料、保険料)、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、補助及び交付 金
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業(令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ※対象経費に、県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療場等を含める (重点医療機関に派遣する場合)・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり15,100円・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり8,280円・医師以外の医療機関においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護の処遇に配慮するよう留意すること。	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費 (保険料)、委託料、補助及び交付 金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 (医療チーム派遣経費) ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり1,560円	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費 (消耗品費、材料費、燃料費、食糧 費)、役務費(通信運搬費、手数 料、保険料)、委託料、使用料及び 賃借料、補助及び交付金
	(臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊 療養施設、入院待機ステーション、新型 力イルス感染症に感謝者施設に派遣する 会) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり5,520円 ・医師の医療施設、使康管理を強化した宿泊 療養施設、入院待機ステーション、 設に看護職員を派遣する場合(※) 1人1時間当たり8,280円 ・臨時設、入院待機ステーション、 設に看護職員を派遣する場合(※) 1人1時間当たり8,280円 (※)令する。 ・業務調整員 1人1時間当たり3,120円 ※満元医療機関等にいて、派遣に限った特別とする。 ・業額の引上が手にいて、派遣するより留意すること。	
	(重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100 円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり8,280 円 ・業務調整員 1人1時間当たり3,120 円 ※派遣元医療機関等においては、補助基 準額の引上げ分を活用して、派遣され る医師・看護師等の処遇に配慮するよ う留意すること。	
	(医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護 具、医薬品、医療用消耗品、一般消 耗品の購入など、医療チームが新型 コロナウイルス感染症患者に対応す るために必要な費用をいう。	

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(9)新型コロナウ イルスに感染した医	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費 (保険料)、委託料、補助及び交付
師等にかわり診療等 を行う医師等派遣体 制の確保事業	【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・薬剤師 1人1時間当たり2,760円	金
(令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)	(重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100 円 ・薬剤師 1人1時間当たり8,280 円 ※派遣元医療機関等においては、補助基 準額の引上げ分を活用して、派遣され る医師・薬剤師の処遇に配慮するよう 留意すること。	
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	知事が必要と認めた額  【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 購入額の1/2 (事業者負担が1/2) ※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台) ・消毒費用等 総事業費の1/2 (事業者負	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(11)医療機関における	担が1/2) ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円 知事が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業(令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)	【上限額】 ・1施設当たり1,083,000円とし、入院を 要する救急患者に対応可能な感染症指 定医療機関等の場合は、1か所に限り 429,000円を加算する。	
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業(令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円 ・血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円 ・気管支鏡 1台当たり 5,500,000円 ・CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり 66,000,000円 ・生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円 ・分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円 ・新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	知事が必要と認めた額  【上限額】 ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・個人防護具(令和5年9月30日までに使用した)の。医療機関分の規格は別表3による) 医療従事者1人一日当たり3,600円 ・簡易と下りりのででは、1た当たりがでは、1た当生ののででででででででででででででででででである。。これでは、1た当生のでででででででででででででででででである。。これでは、1位とのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業(宿泊療養施設は令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・入院医療機関 1施設当たり10,000,000 円 ・宿泊療養施設 1施設当たり 2,000,000 円	備品購入費、補助及び交付金